1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
東北横断自動車道釜石秋田線	岩手県遠野市綾織町新里30地割11番３から同市宮守町下鱒沢33地割86番１まで
一般国道４号	岩手県盛岡市玉山区渋民字鶴飼146番１から同市玉山区馬場字川原138番１まで
一般国道４号	宮城県栗原市志波姫堀口西風前106番６から同市志波姫堀口沖408番１まで
一般国道７号	秋田県にかほ市象潟町小滝字梨ノ木台１番１から同市金浦字吉森318番まで
一般国道45号	岩手県大船渡市三陸町越喜来字小出59番404から同市三陸町吉浜字中井95番１まで
一般国道47号	山形県新庄市大字福田字福田山774番20から同市大字本合海字福宮3342番１まで
一般国道47号	山形県東田川郡庄内町跡字殿腰248番から酒田市東町２丁目１番２まで

2　指定する期日　平成28年４月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と標示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

中部地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成28年３月31日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道１号	静岡県三島市山中新田字小浅間平416番１から静岡県三島市山中新田字願合寺山374番19まで
一般国道21号	岐阜県加茂郡坂祝町大針字西ノ川157番から岐阜県加茂郡坂祝町勝山字上之段288番１まで
一般国道41号	岐阜県下呂市金山町下原町字協和363番４から岐阜県下呂市金山町中切字下切2275番まで

2　指定する期日　平成28年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成28年３月31日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道１号	静岡県三島市山中新田字小浅間平416番１から静岡県三島市山中新田字願合寺山374番19まで
一般国道21号	岐阜県加茂郡坂祝町大針字西ノ川157番から岐阜県加茂郡坂祝町勝山字上之段288番１まで

2　指定する期日　平成28年４月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

近畿地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年３月31日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　河川の名称　新宮川水系熊野川

2　河川管理施設の名称又は種類　左岸堤防

3　河川管理施設の位置　三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿字山根59番２地先から同町成川字川原畑542番７地先まで

4　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　道路管理者　中部地方整備局長　茅野　牧夫

住所　愛知県名古屋市中区三の丸２丁目５番１号　名古屋合同庁舎　第２号館

5　管理の内容

⑴①道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

②特殊堤及び道路専用施設以外の部分の改築、維持又は修繕は、河川管理者と双方で実施する

⑵　原則として⑴に係る部分の災害復旧

6　管理の期間　平成28年３月７日から道路の存続する日まで

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成28年３月31日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道１号	滋賀県湖南市菩提寺字南太平2328番１から滋賀県栗東市小野字向手原63番１まで
一般国道８号	滋賀県長浜市木之本町大字千田字櫻田245番から滋賀県長浜市八幡中山町三ノ坪96番まで
一般国道24号	奈良県磯城郡川西町大字結崎636番８から奈良県磯城郡田原本町大字十六面170番１まで
一般国道24号	奈良県橿原市新堂町39番１から奈良県御所市大字條90番11まで